

令和8年度（2026年度）第1回熊本県子ども・子育て会議 次第

日時 令和8年（2026年）6月12日（金）
午後3時

場所 県庁本館5階 審議会室

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 「こどもまんなか熊本・実現計画」について
- (2) 「こどもまんなか熊本」の今年度の取組みの方向性について

4 その他

5 閉会

<資料>

- 資料1 「こどもまんなか熊本・実現計画」（基本方針編）概要
- 資料2 「こどもまんなか熊本・実現計画」（令和8年度具体施策編）の概要
- 資料3 「こどもまんなか熊本」の今年度の取組みの方向性について
- 参考1 熊本県子ども・子育て会議条例

熊本県子ども・子育て会議委員 名簿

区分	氏名	所属・職名
子どもの保護者	やすお ゆう 安尾 優	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会
	なかざき えり 中崎 恵理	熊本県PTA連合会 会計理事
市町村長	ほりえ たかおみ 堀江 隆臣	熊本県市長会（上天草市長）
	かなだ ひでき 金田 英樹	熊本県町村会（大津町長）
事業主を代表する者	まつもと たけひさ 松本 武久	熊本県経営者協会 事務局長
労働者を代表する者	ひがし さとし 東 郷史	日本労働組合総連合会熊本県連合会 副事務局長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	おかだ とき 岡田 朱紀	熊本県私立幼稚園連合会 理事
	ひかい のぶたか 備海 伸隆	熊本県保育協会 理事長
	ましま かづと 真島 一人	熊本子どもと保育の明日を語る連絡会 副会長
	なかがわ えつこ 中川 悦子	熊本県学童保育連絡協議会 副会長
	くわはら たけひろ 桑原 岳洋	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 副会長
	きやま くにひろ 木山 邦博	熊本県小中学校長会 幹事
	ふるた くみこ 古田 久美子	熊本県市町村保健師協議会 理事
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	やはた あやこ 八幡 彩子	熊本大学大学院教育学研究科 教授
	こうざき ちかよ 香崎 智郁代	九州ルーテル学院大学人文学部人文学科保育・幼児教育専攻 教授
	よしだ みき 吉田 美樹	みふねデコボコ会 児童発達支援センターわいわいなかま 療育相談員
	さわだ ふくみ 澤田 福美	子育てネットワークわ・わ・わ 理事長
	ほり まさつぐ 堀 正嗣	熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科 教授

令和8年度（2026年度）第1回熊本県子ども・子育て会議 席次表

日時：令和8年6月12日（金）
15:00~17:00
場所：熊本県庁本館5階 審議会室

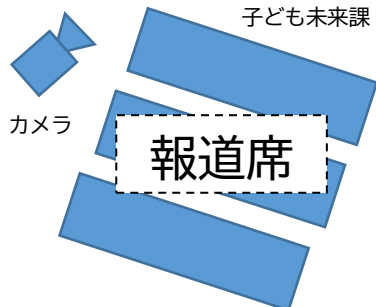
会長
八幡委員

真島委員
中川委員
桑原委員
木山委員
古田委員
香崎委員

備海委員
岡田委員
東委員
松本委員
中崎委員
安尾委員



子ども未来課 局長 課長 審議員 子ども家庭福祉課



出入口

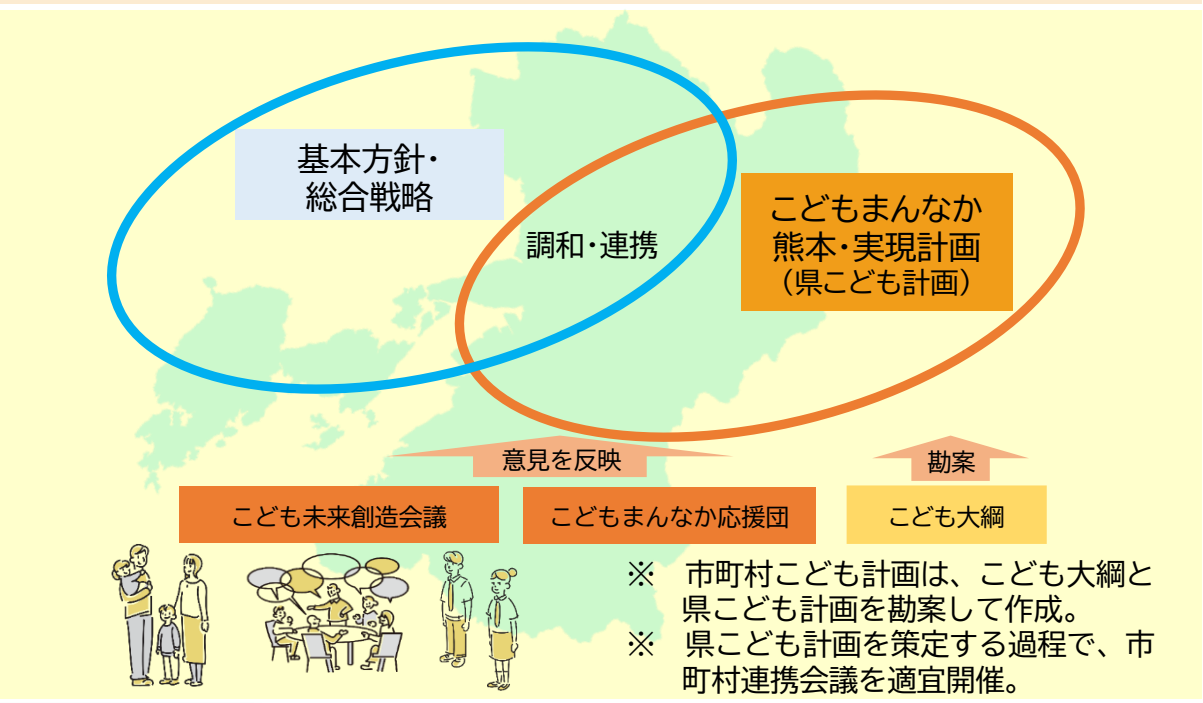


1. 計画策定の趣旨

○ こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す。

2. 計画の位置づけ

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
- 以下と一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ※ 基本方針・総合戦略(令和6年度～令和9年度)と調和・連携



3. 計画期間

5年間(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))

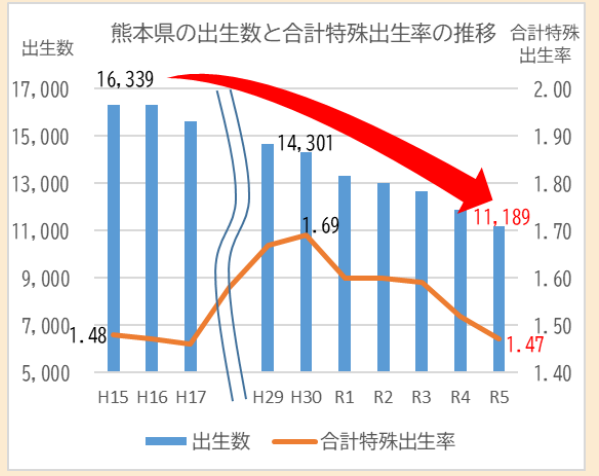
- ※ 子ども・子育て支援法第62条に基づく現行計画が令和6年度までであり、同法で5年を1期とすることが規定されている。
- ※ 基本方針・総合戦略の改定や国のこども大綱の見直しを踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ※ 計画の構成は、今後5年程度を見据えた基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定。

5. 計画が実現を目指す「こどもまんなか熊本」

- 本計画が目指す「こどもまんなか熊本」は、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する熊本である。
- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。
- 結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

4. 本県の現状と課題

- 本県のこどもの状況に関する留意事項
 - 悩みを相談できる人がいると答えたこどもの割合は72.6%、幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合は小学校で47.2%(全国49.9%)、中学校で38.8%(全国40.9%)となっている。
 - 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%と高い。
 - 小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、うち頻度が「ほぼ毎日」なのは55.7%。
 - 令和5年度の県全体の児童虐待相談対応件数は2,739件で、過去最多だった令和4年度(2,764件)と同水準。
 - 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしてきた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは41.7%に及ぶ。
 - 令和5年度における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数は40.8人であり全国平均37.2人より多い。
 - 令和5年度における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当たりのいじめの認知件数は31.0件であり、全国平均57.9件より低い。
 - 令和5年に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、10代から30代までの死因の最多は自殺となっている。
 - 令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多い。
- 少子化と人口構成の推移
 - 令和5年の本県の出生数は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行して減っており、8年連続減の状況。
 - 令和5年の本県の合計特殊出生率は1.47であり、全国の1.20を上回ってはいるが、平成30年以降低下が続いている。
 - 本県の年少人口(0～14歳)の割合は年々減っており、令和5年時点の全人口に占める割合は12.8%であった。
- 少子化の背景
 - 熊本県の50歳時未婚率は上昇傾向にあり、未婚化が進んでいる。
 - 全国と熊本県の平均初婚年齢は上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいる。
 - 全国の夫婦一組当たりの平均出生こども数は漸減しているが、2021年でも1.9人を維持している。
 - こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多。
 - 子育てに必要な支援の上位3位は、「働きながら子育てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」。
 - 本県における正社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%。
- 社会増減関係
 - 本県の社会増減をみると、近年は女性の転出超過が男性を上回っており、20代女性の転出が特に多かった。
 - 本県出身の20～30代男女に県外への転出の理由を尋ねると「魅力的な職場不足」、「交通の不便」、「根強い性別による役割分担意識」などが挙げられた。
 - 若年層が熊本に定着するために充実させてほしいものを県民に尋ねると、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性向上」の順に高かった。





6. 計画に関する基本的な方針

全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する
家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする	関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う
こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする	県民と共に未来を創る

7. 「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例(イメージ)

こども施策に関する重要事項		こども施策を推進するために必要な事項
こども・若者がキラキラ輝く社会づくり	県民が家庭や子育てに夢を持てる社会づくり	
<p>こどものライフステージに応じた支援</p> <p>ライフステージを通じた支援(こども・若者の権利の擁護/地産地消の食育推進やこどもの農林漁業体験の推進など遊びや体験活動の推進/水俣病問題等を通じた環境教育の推進/外国人住民のこども・若者への支援/公共交通の利用環境改善/ライフデザイン支援の推進等)</p> <p>誕生前から幼児期まで(こども誰でも通園制度の知見共有/病児保育の充実/幼児教育・保育の質向上/幼保小中連携・接続等)</p> <p>学童期・思春期(ふるさとを愛する心の醸成/安全・安心に過ごせる学校づくり/こどもや保護者の意見を聴取した上での校則の見直し/放課後児童クラブの受け皿整備等)</p>	<p>希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援</p> <p>結婚支援(結婚情報の発信/結婚に伴う新生活支援の推進等)</p> <p>不妊治療等の支援(相談体制・情報提供の強化/企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境の整備の働きかけ等)</p> <p>出産支援と産後等の支援(産後ケアの広域的な利用の検討等)</p> <p>あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援</p> <p>子育てや教育に関する経済的負担への対応(子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援の継続等)</p> <p>地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築(保護者への親としての学び、こどもへの親になるための学びの推進等)</p> <p>安心して働ける職場環境づくり等(県庁が率先して働き方改革を行った上で安心して働ける職場環境づくりを推進/中小企業・小規模事業者の支援等)</p> <p>ひとり親家庭への支援(生活支援、子育て支援、就労支援等)</p>	<p>こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映(こども未来創造会議の開催/こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備等)</p> <p>こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援(国への制度改正要望/幼児教育・保育で働くことの良さを情報発信等)</p> <p>こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成 (こども食堂、地域の学習教室、地域の縁がわ等を通じた地域における子育て応援の気運醸成)</p> <p>その他の共通の基盤となる取組み(エビデンスの活用/地域における包括的支援体制の構築・強化/子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)</p> <p>施策の推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県における推進体制 数値目標と指標の設定 市町村こども計画の策定促進、市町村との連携(地域間格差のできるだけの縮小)/財政上の措置等
<p>若者の夢が実現できる環境整備</p> <p>高等教育の修学支援、高等教育の充実/就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み(県内企業の賃上げ実現に向けた生産性向上や価格転嫁の支援等)/魅力的な地域づくり等/悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p>		
<p>特に支援が必要なこどもへの支援</p> <p>こどもの貧困対策(それぞれの夢に挑戦できる環境の整備等)</p> <p>障がい児支援・医療的ケア児等への支援(慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を含む。)</p> <p>児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援</p> <p>こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み</p>		

8. 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた数値目標/こども・若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標(抜粋)

<p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒・若者の割合 自分には、よいところがあると思うと答えた児童生徒の割合 悩みなどを相談できる人がいると答えた児童生徒の割合 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合 人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合 人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合 不登校の児童生徒が、学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合 	<p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こどもまんなか熊本」の実現を進めるべきと強く思う県民の割合 子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合 悩みや子育ての相談などをできる人がいると答えた保護者の割合 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均初婚年齢、出生数、合計特殊出生率 不妊治療をする際に、本人や配偶者、パートナーが不安を感じた人の割合 週4日以上保護者と夕食を食べるこどもの割合 県庁内の育児休業取得率(男性)、県内の育児休業取得率(男性) 父親が育児をよくやっていると答えた母親の割合 	<p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> こども施策に自分の意見が反映されていると思う学生・生徒の割合 保育所等保育士数・幼稚園教諭数・教員数 保育士・幼稚園教諭の新規登録者数、教員の新規免許状授与件数 保育士・幼稚園教諭・教員の平均的な賃金 時間外在校等時間が月45時間以内の公立学校の教職員の割合(県立・市町村立)
---	--	--

9. 今後の予定

○ 今後も引き続き、当事者、関係者の御意見を伺い、毎年、適切な取組みの見直しを行う。

重要事項	5年間の主な取組み	令和8年度 主な取組み施策	指標(抜粋)	
こどものライフステージに応じた支援	ライフステージを通じた支援 誕生前から幼児期まで 学童期・思春期	<p>★ 多様な体験の機会づくり こども向け農林漁業体験の推進、商店街のこどもを主体とした取組みへの助成等</p> <p>★ グローバル人材育成の推進 海外進学に向けた実践的指導等を行う海外チャレンジ塾の実施、県立高校における国際バカロレア教育の導入推進、進学・留学に対する情報提供や資金援助等</p> <p>★ 快適な交通環境づくり 通学路における危険箇所の解消や交通量が多い交差点の改良等による安全・安心な道路整備、渋滞解消に向けた公共交通機関を利用した通勤等の通勤行動変容の推進等</p> <p>★ 子育てしやすい住まいづくりの推進 県営住宅での子育て世帯向け住戸改善、空き家を子育て世帯向けに改修する市町村への助成等</p> <p>★ 放課後の居場所づくり 放課後児童クラブの好事例の横展開、クラブの運営費に対する県補助制度の見直し</p>	<p>★ 金融リテラシー向上 若者等を対象とした、金融リテラシー向上のための出前講座、広報啓発</p> <p>★ いじめ・不登校への対応 教育支援センターや民間施設などに通うための交通費・体験活動に要する実費の一部支援、いじめ、不登校等様々な課題に対応する私立学校への支援</p> <p>★ インクルーシブ教育システムの構築 モデル地域での調査・研究の実施</p> <p>★ スポーツに親しむ環境創出 アーバンスポーツイベントや国際バドミントン大会の開催、部活動の地域移行支援</p> <p>★ 魅力ある学校づくり 県立高校における地域との協働体制(高校魅力化コンソーシアム)のモデル構築</p>	<p>農林漁業体験の実践事業者数</p> <p>路線バス利用者数</p> <p>高校生等を対象とした消費生活出前講座実施校数</p> <p>不登校を含む児童生徒の校内教育支援センターの利用者数</p> <p>県立学校施設長寿命化プランに基づく県立学校長寿命化改修事業着手校数</p> <p>市町村における放課後子供教室実施の割合</p>
若者の夢が実現できる環境整備	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み 魅力的な地域づくり等 相談体制の充実	<p>★ 若年女性の起業支援 自分のライフスタイルに合った起業を志す女性向けの講座や伴走型の支援を実施</p> <p>★ 熊本県内就労・就業応援 若者に対するブライツ企業等の魅力の周知、職場体験や出前授業等を通じた福祉・介護・医療分野への理解・関心を深める機会の創出、県内に就職する若者の奨学金等を支援</p>	<p>★ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援 ひきこもり支援のための電話・来所相談や本人・家族の交流の場づくり及び市町村の後方支援等</p> <p>★ 雇用と経済基盤安定のための取組みへの対応 商工団体が実施する価格転嫁の手法を学ぶ講習会開催等を支援、事業者の賃上げ等環境整備に向けた伴走支援を行う商工団体に対する助成</p>	<p>くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター登録者におけるUIJターン就職者数</p> <p>熊本県ひきこもり地域支援センターで対応した相談延べ件数</p>
希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	結婚支援 不妊治療等の支援 出産支援と産後等の支援	<p>★ ライフデザイン支援 就職や結婚・子育てを含めた自分の人生を考える機会の提供、若い世代に向けたプレコンセプションケアの普及啓発や相談体制の充実</p> <p>★ 結婚支援等の推進 出合いの機会の創出等の事業を行う市町村に対する助成</p> <p>★ 不妊治療の経済的支援の充実 補助対象の治療をより経済的負担が大きい生殖補助医療(先進医療)へ見直し</p>	<p>★ 産後ケアの広域体制の整備 産後の母子に対する心身のケアや育児サポートを行う体制の確保、県内の広域調整の実施</p> <p>★ 周産期医療体制の充実 遠方分娩取扱施設への交通費・宿泊費支援、遠方妊婦健診への交通費支援、関係機関との協議やICTの活用による医療連携体制の構築等</p>	<p>結婚支援に取り組む市町村数</p> <p>女性相談センターでの不妊に関する電話相談・情報提供数</p> <p>産後ケア利用率</p>
あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	経済的負担への対応 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築 安心して働ける職場環境づくり等 ひとり親家庭への支援	<p>★ 子ども医療費や多子世帯の保育料の軽減 子ども医療費助成や多子世帯の保育料軽減を行う市町村に対し引き続き助成金を交付</p> <p>★ 家庭教育支援の充実 「親の学び」講座の開催など「家庭教育支援員」の地域への配置促進、高校生による放課後子供教室での高校生ボランティア活用による次世代の人材育成等</p> <p>★ 県庁が率先して取り組む子育てしやすい職場環境づくり フレックスタイム制度等の検討や職員のさらなる軽装化の検討等</p>	<p>★ 民間企業が取り組む子育てしやすい職場環境づくりの支援 職場環境の改善や短時間・短期間勤務など女性等を中心に従業員の多様な働き方を推進、結婚後・子育て中も安心して働ける職場環境を目指す「よかボス」の普及啓発</p> <p>★ ひとり親家庭への支援 ひとり親家庭が抱える様々な課題等を踏まえた生活、子育て、資格取得、就労等の支援やこどもに届く生活・学習支援</p> <p>★ 家族共通の意向を叶える障がい福祉サービスの枠組みづくり 障がい当事者家族に対する子育て支援を含めた家族単位の支援の充実</p>	<p>多子世帯子育て支援事業の助成対象児童数</p> <p>各発達段階における「親の学び」講座の実施率</p> <p>ブライツ企業認定数</p> <p>よかボス企業登録数</p> <p>地域の学習教室の開催箇所数・生徒数・市町村数</p>
特に支援が必要なこどもへの支援	こどもの貧困対策 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援 自殺対策、犯罪などから守る取組み	<p>★ こどもの貧困対策 生活保護受給世帯等のこどもの進学支援</p> <p>★ 児童相談体制の強化 児童養護施設等における人材確保及び「こども家庭ソーシャルワーカー」の配置促進</p> <p>★ 困難な問題を抱える若年女性等の支援 民間団体の強みを生かした困難な問題を抱える若年女性等支援の取組みへの助成</p>	<p>★ 医療的ケア児の支援 通学時の看護師同乗、修学旅行への看護師同行</p> <p>★ 通学路の防犯カメラの設置と交通安全対策 通学路等への見守りカメラの設置、県警子ども見守り・訪問隊等による登下校時の見守り活動の推進</p>	<p>子どもの学習・生活支援事業の支援人数</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数</p> <p>県警子ども見守り・訪問隊による見守り活動実施箇所数</p>
施策を推進するために必要な事項	当事者・関係者の意見反映 支援する人の確保・育成・支援 気運醸成 その他の共通の基盤となる取組み 施策の推進体制等	<p>★ 幼児教育や保育に携わる人材の不足への対応 離職保育士等の再就職支援、保育士の魅力発信等</p> <p>★ 教職員の働き方改革の更なる推進 公立学校における働き方改革支援アドバイザー等の派遣、教員業務支援員の全校配置、教頭マネジメント支援員等の継続配置等</p>	<p>★ 「こどもまんなか熊本」情報発信の強化 結婚・子育て応援サイトの全面リニューアルやSNSを活用した広報</p> <p>★ 「こども未来創造会議」による意見聴取等 「こども未来創造会議」による意見聴取やくまもと教育プランに関する子供との対話</p>	<p>意見聴取に参加した当事者・関係者の延べ人数</p> <p>保育士再就職支援コーディネーター実績</p>

「こどもまんなか熊本」の 今年度の取組みの方向性について

令和8年(2026年)6月12日



「こどもまんなか熊本」の取組みの方向性について

【令和8年度 新たな取組み・拡充する取組み】

こどものライフステージに応じた支援

- 快適な交通環境づくり
- 放課後の居場所づくり
- 金融リテラシー向上
- インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ・不登校への対応
- スポーツに親しむ環境創出
- 魅力ある学校づくり

あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

- 家庭教育支援の充実
- 県庁が率先して取り組む子育てしやすい職場環境づくり
- 民間企業が取り組む子育てしやすい職場環境づくりの支援
- 家族共通の意向を叶える障がい福祉サービスの枠組みづくり

若者の夢が実現できる環境整備

- 熊本県内就労・就業応援
- 雇用と経済基盤安定のための取組みへの対応

特に支援が必要な子どもへの支援

- こどもの貧困対策
- 児童相談体制の強化
- 困難な問題を抱える若年女性等の支援
- 医療的ケア児の支援

希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

- ライフデザイン支援
- 結婚支援等の推進
- 周産期医療体制の充実

こども施策を推進するために必要な事項

- 「こどもまんなか熊本」情報発信の強化
- 「こども未来創造会議」による意見聴取等

令和7年度の主な意見（こども未来創造会議・県民調査等）について

主な意見

※大学生・子育て世代・よかボス企業等

- ・結婚や子育てについて、高校時代に教えてくれるとよい
- ・結婚や子育てが楽しいことを若い人にも知ってほしい
- ・ライフデザイン教育の充実が必要
- ・ライフデザインを若いうちから取り組むことは大事
- ・ライフデザイン支援やプレコンセプションケア啓発などの事業について、県で主体的にやってほしい
- ・「よかボス企業」向けに、ライフデザインやプレコンセプションケアの研修を実施してほしい
- ・ライフデザインセミナーの強化（参加者が主体的に参加できる仕組みの構築）が必要

ライフデザイン支援

主な意見

※業界団体・よかボス企業等

- ・働きやすい環境を整えるための休暇（時間単位の年休・家庭休暇等）の検討、働きやすいと思える職場環境づくりの推進
- ・子育てをする世帯への支援が薄い
- ・仕事と生活の充実を応援する企業を県全体に広げてほしい
- ・「よかボス企業」の社員の中でも、「よかボス企業」の認知度が低い
- ・ボスの自己満足のみで社員の満足度は感じにくい
- ・宣言内容の活動が実現できていない
- ・「よかボス企業」向けに、ライフデザインやプレコンセプションケアの研修を実施してほしい（再掲）

子育てしやすい職場環境づくり

主な意見

※子育て世代・有識者・よかボス企業

- ・まりっくまパスポート等、県の施策について知らなかった、認知できるようにしてほしい
- ・支援策や取り組みが一目でわかるよう情報を一元化すべき
- ・「よかボス企業」の社員の中でも、「よかボス企業」の認知度が低い（再掲）
- ・Instagramを活用した広報が必要（「何これ？」と止まる仕掛けが必要）

「こどもまんなか熊本」情報発信の強化

こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組みについて

【こども未来創造会議のテーマ】

○ライフデザイン支援

- ・就職や結婚・子育てを含めた自分の人生を考える機会の提供、若い世代に向けたプレコンセプションケアの普及啓発や相談体制の充実

○子育てしやすい職場環境づくり

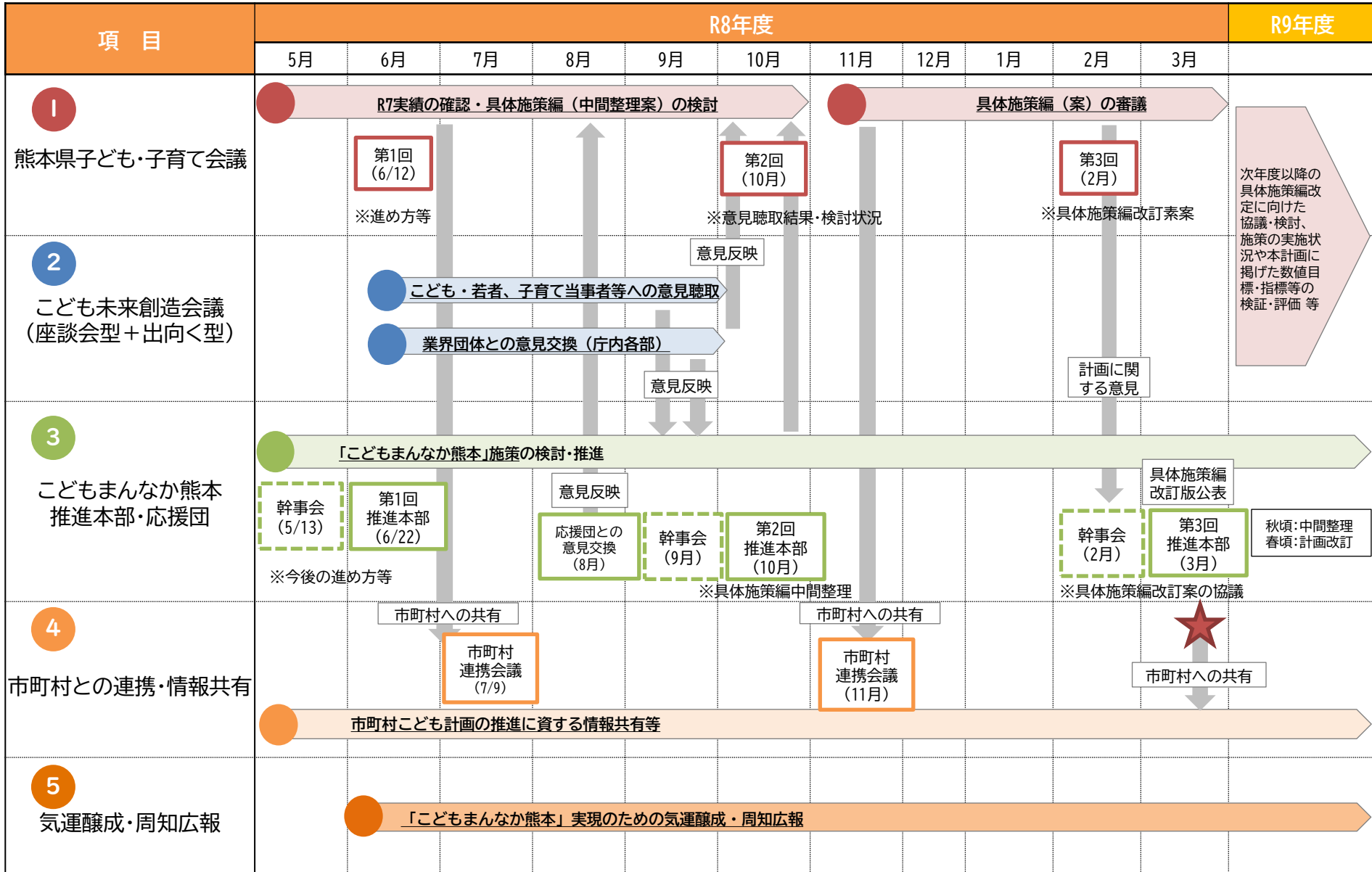
- ・職場環境の改善や短時間・短期間勤務など女性等を中心に従業員の多様な働き方を推進、結婚後・子育て中も安心して働ける職場環境を目指す「よかボス」の普及啓発等

○「こどもまんなか熊本」情報発信の強化

- ・結婚・子育て支援施策等の情報発信における現状・課題を踏まえ、「こどもまんなか熊本」の実現に向けた子ども・子育て施策の効果的な情報発信

取組み	概要	実施時期（予定）
①こども未来創造会議（出向く型）	・保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、病児保育事業所、結婚相談所等に直接職員が出向いて意見聴取	・随時
②こども未来創造会議（座談会型）	・こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方を公募し、座談会形式で実施。 ・ファシリテーターによる発言しやすい場づくり、わかりやすい資料を使った事前の情報提供を実施。	・開催時期 7月～9月 ・開催場所 3カ所 (県央、県北、県南)
③業界団体との意見交換	・県庁内全部局における業界団体との意見交換	・7～9月
④こどもまんなか応援団	・県庁の20～30歳代の若手職員（子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べることができる方）から庁内の働き方やこども施策について意見を聴取。	・7～9月

「こどもまんなか熊本」ロードマップイメージ



○熊本県子ども・子育て会議条例

平成25年10月11日

条例第51号

熊本県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

熊本県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の認定こども園法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができる。この場合において、子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附 則（平成26年10月14日条例第61号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。